

「給水装置工事事業者の指定制度」

H8法改正

全国一律要件の給水工事事業者
の指定制度（平成10年4月施行）

改正水道法（平成8年6月公布）

- ・ 給水装置工事事業者の指定要件の統一
- ・ 給水装置工事主任技術者の国家資格など

改正法施行後10年経過した時点で、
規制緩和の効果・施行状況について検討を加え、
必要な措置を講じる。（附則第6条に規定）

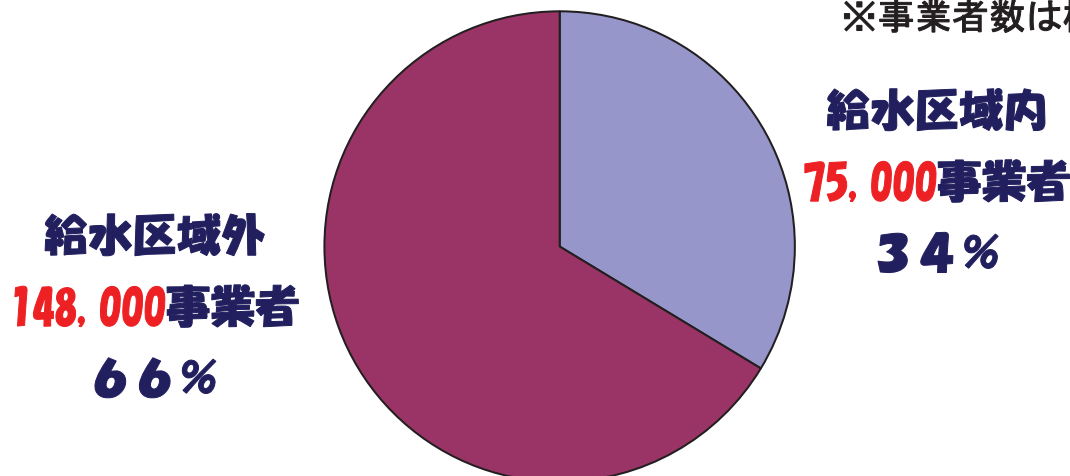
10年後の検証

- ・ 厚生科学審議会生活環境水道部会等における検討・審議
- ・ 厚生労働省健康局水道課長通知（平成20年3月）
「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」

指定給水装置工事事業者数（平成24年度末現在）

	給水区域内	給水区域外	総数
指定工事 事業者数	75,000 (34%)	148,000 (66%)	223,000

※事業者数は概数



平成20年3月21日水道課長通知(健水発第0321001号)
「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」

「指定給水装置工事事業者制度に関する検討会報告書」に基づき水道事業者等に通知発出

＜通知文より抜粋＞

有識者による検討会及び厚生科学審議会生活環境水道部会において、現行制度が水道の適正を確保する上で**重要な役割を果たしている**と評価された一方、**改善を要する課題が示され、その解決の方向**が取りまとめられた。

貴職におかれては、下記に示した課題と解決の方向を踏まえて所要の措置を講じ、給水装置工事事業者の指定制度をより適正に運用いただくようお願いします。

記（要約）

1. 指定給水装置工事事業者に対する講習・研修の実施
2. 給水装置工事主任技術者等に対する研修の実施
3. 需要者への指定給水工事事業者に関する情報提供
4. 指定給水工事事業者の指定取消し処分基準の整備
5. 各主体（水道事業者、指定工事事業者等）からの啓発・広報活動
6. 適切な配管技能者（施行規則第36条第2号に規定）の確保

給水装置工事のトラブル防止への取組

「給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止のために」(H21.6)



○需要者への情報提供

- 指定工事店リスト、修繕など対応できる内容、対応時間等、**詳細な情報提供**が効果的。

○悪質商法への対応

- **リーフレット等を用いた分かりやすい情報提供**が効果的。
被害が起きた際には、消費者行政の担当部署との連携も重要。

○無届工事への対応

- **指定工事事業者に対する講習・研修**を通じて、届出の必要性を周知徹底。
無届工事発生後の対応手順についても明確化。

・給水装置における誤接合の防止

- 埋設管の誤認に注意。**残留塩素の量を確認**するなど適切な措置を徹底。

給水装置の誤接合防止に向けて 水道事業者が取り組むべきこと

平成14年12月6日事務連絡の要点

- 施設の図面等、常に最新の記録を整備。
他種地下埋設物の状況が把握できるよう配慮。
- 給水管の分岐工事の際などには、給水装置工事主任技術者に対して水道事業者からも積極的に情報提供。
- 埋設管の誤認に注意。**残留塩素の量を確認**するなど適切な措置を徹底。
- 適切な技能者が従事**するよう、工事事業者に対する**確認**及び**助言・指導**。

給水装置主任技術者免状の返納命令 に係る処分基準について

○水道法第二十五条の五第三項に基づく給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る取扱いについて
(平成11年8月24日) (生衛発第1185号)

「給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準」 (水道法第25条の5第3項に定める返納命令に係る処分基準)

水道法違反の事実が明白、かつ重大で次のいずれかに該当する場合は返納命令を行う。

- イ 違反行為により**水道施設の機能に障害**を与え、またはおそれが大と認められる場合
- ロ **過去に警告**を受けているにもかかわらず、**故意に違反行為を繰り返した**場合

水道法違反の事実は明白であるが、**上記処分基準に該当しない場合**には、再発防止の観点から水道課長名で文書による**警告**を行う。

※ 対象事案の把握には水道事業者の協力が不可欠ですので、報告等の協力をお願いします。

給水装置工事の技術力の確保について

水道法施行規則第36条第2項【事業の運営の基準】

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

平成20年（制定後10年後）の制度検証時の通知

平成20年3月水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」において、水道事業者に対して、既存の資格や講習制度を活用し、適切な配管技能者の確保のため指定工事事業者への助言、指導に努めるようお願いしている。

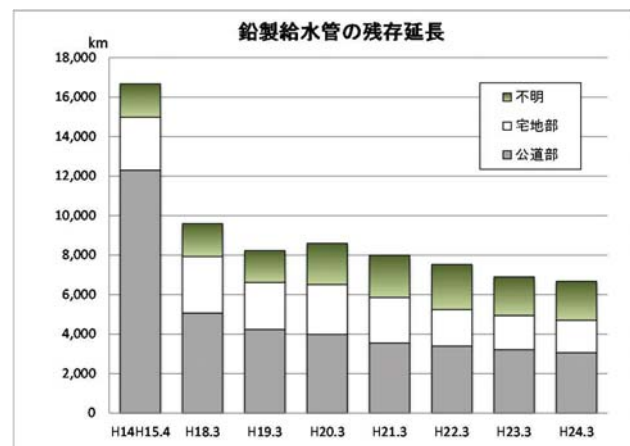
平成23年8月事務連絡（東日本大震災後）

平成23年8月の事務連絡において、給水装置工事で「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の確保のために、配管技能に係る資格等を関連する規程等に明示する等の方策を推進するよう水道事業者等をお願いしている。水道工事における工事事業者の技術力の確保は、災害時の復旧活動の迅速化にも大きく寄与する。

- ・被災地の応援には、現地での工法や材料の幅広い技能が必要
- ・迅速、確実な復旧には、現場状況を直ちに判断できる実務的技能が必要

鉛製給水管への適切な対応

- ・鉛に関する水道水質基準
 - ・0.01mg/L以下に強化（H15.4.1より）



- ・「鉛製給水管の適切な対策について」（H19.12課長通知）
 - ①使用者（所有者）を特定し、個別に広報活動を実施
 - ②布設替計画の策定
特に公道部（配水管分岐部～水道メーター）の布設替え促進
 - ③布設替えが完了するまでの水質基準の確保
鉛の溶出対策や鉛濃度の把握